

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示  
新旧対照条文 目次

○	特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）	（抄）	（第一条関係）	—	1
○	作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）	（抄）	（第二条関係）	—	3
○	作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）	（抄）	（第三条関係）	—	6
○	作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）	（抄）	（第四条関係）	—	10

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>	<p>特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>

二 (略)	物の種類	値
	(略)	(略)
	トリレンジイソシアネート	(略)
	ナフタレン	一〇立方センチメートル
	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	(略)
	(略)	(略)
	ベータープロピオラクトン	〇・五立方センチメートル
	(略)	(略)
	沃化メチル	(略)
	リフラクトリーセラミック ファイバー	〇・三
硫化水素	(略)	
(略)	(略)	
備考 この表の値は、リフラクトリーセラミックファイバーにあつては一気圧の空気一立方センチメートル当りに占める五マイクロメートル以上の繊維の数を、リフラクトリーセラミックファイバー以外の物にあつては温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当りに占める当該物の重量又は容積を示す。		

二 (略)	物の種類	値
	(略)	(略)
	トリレンジイソシアネート	(略)
	(新設)	(新設)
	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	(略)
	(略)	(略)
	ベータープロピオラクトン	〇・五立法センチメートル
	(略)	(略)
	沃化メチル	(略)
	(新設)	(新設)
硫化水素	(略)	
(略)	(略)	
備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当りに占める当該物の重量又は容積を示す。		

○ 作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（試験） 第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。</p>		試験の科目	試験の科目
		（略）	（略）
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>	別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2、33及び37を除く。）に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3</p>	別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3</p>

2  
(略)

(略)	の2、10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方法
-----	--

(講習)  
 第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目 (略)	範囲 (略)	時間 (略)
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析	十二時間
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の3	十二時間

2  
(略)

(略)	の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析に関する理論及び方法
-----	--

(講習)  
 第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目 (略)	範囲 (略)	時間 (略)
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2、33及び37を除く。）に掲げる物の分析	十二時間
別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、11、13、13の2、21、22、23の2	十二時間

2 ～ 4  (略)	(略)	
	(略)	、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析
	(略)	

2 ～ 4  (略)	(略)	
	(略)	、27の2及び33に掲げる物並びに鉛の分析
	(略)	

改正案	現行
<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。</p> <p>一 〇七（略）</p> <p>八 臭化メチル</p> <p>九 〇五（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物又は令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3若しくは33の2（前項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに</p>	<p>（特定化学物質の濃度の測定）</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。</p> <p>一 〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 〇四（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物又は令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3若しくは33の2（前項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物の</p>

掲げる物のいずれかを主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。) について、特化則第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4(8) (略)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに掲げる物を含む。)の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号、第七号又は第九号から第十一号までに掲げる物のいずれかを含む。)の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

一 (略)

いずれかを主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。) について、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。第十三条において「特化則」という。)第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4(8) (略)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物を含む。)の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、第十条第二項第五号又は第七号から第十号までに掲げる物のいずれかを含む。)の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

一 (略)

二 イソブチルアルコール

三 十五 (略)

十六 テトラヒドロフラン

十七 十九 (略)

二十 ノルマルヘキサン

二十一 (略)

二十二 メチルエチルケトン

二十三 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物（特別有機溶剤（令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3又は33の2に掲げる物）にあつては、前項各号又は第十條第二項第五号、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において同じ。）を含み、令別表第六の二第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号又は第十條第二項第五号

、第七号若しくは第九号から第十一号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。）を含む。以下この条において「有機溶剤」という。）について有機則第二十八條の二第一項（特化則第三十六條の五において準用する場合を含む。）の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定（特別有機溶剤にあつては、特化則第三十六條の五において準用する有機則第二十八條第二項の規定に基づき行うものに限る。）は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる

(新設)

二 十四 (略)

(新設)

十五 十七 (略)

(新設)

十八 (略)

(新設)

十九 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物（特別有機溶剤（令別表第三第二号3の3、18の3、18の4、19の2、19の3、22の3又は33の2に掲げる物）にあつては、前項各号又は第十條第二項第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。以下この条において同じ。）を含み、令別表第六の二第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号又は第十條第二項第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。）を含む。以下この条において「有機溶剤」という。）について有機則第二十八條の二第一項（特化則第三十六條の五において準用する場合を含む。）の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定（特別有機溶剤にあつては、特化則第三十六條の五において準用する有機則第二十八條第二項の規定に基づき行うものに限る。）は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一

方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法（特別有機溶剤にあつては、第十条第一項に掲げる方法）を同時に行うものとする。

4・5 (略)

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)	(略)	(略)
トリレンジイソシアネート	(略)	(略)
ナフタレン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
沃化メチル	(略)	(略)
リフラクトリーセラミックファイバー	ろ過捕集方法	計数方法
硫化水素	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式第一号（第10条、第13条関係）（別添）

様式第二号（第10条、第13条関係）（別添）

以上の測定点において第一項に掲げる方法（特別有機溶剤にあつては、第十条第一項に掲げる方法）を同時に行うものとする。

4・5 (略)

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)	(略)	(略)
トリレンジイソシアネート	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
沃化メチル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
硫化水素	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式第一号（第10条、第13条関係）

様式第二号（第10条、第13条関係）

○ 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 一〇の三（略）	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 一〇の三（略）
	管理濃度 (略)		管理濃度 (略)
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二〇の四 テトラクロロエチレン（別 名パークロルエチレン）	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二〇の四 テトラクロロエチレン（別 名パークロルエチレン）
	管理濃度 二五 ppm		管理濃度 五〇 ppm
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二〇の五・二十一（略）	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二〇の五・二十一（略）
	管理濃度 (略)		管理濃度 (略)
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二一の二 ナフタレン	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二一の二（略）
	管理濃度 一〇 ppm		管理濃度 (新設)
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二一の三（略）	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二一の三（略）
	管理濃度 (略)		管理濃度 (略)
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二二の三十一（略）	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 二二の三十一（略）
	管理濃度 (略)		管理濃度 (略)
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 三十一の二 リフラクトリーセラミッ クファイバー	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 （新設）
	管理濃度 ・三本毎立方センチ メートル 以上の繊維として〇		管理濃度 (新設)
備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 三二の七十一（略）	備考 (略)	別表（第二条関係） 物の種類 三二の七十一（略）
	管理濃度 (略)		管理濃度 (略)

作業環境測定特例許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		(電話 - )
申請に係る単位作業場所における有害業務	作業の内容	従事労働者数
		(うち年少者 )
申請に係る単位作業場所における測定対象物質の種類及び使用量	種類	使用量 (kg/月)
	(主成分 )	

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

Ⓢ

- 備考 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「申請に係る単位作業場所における有害業務」及び「申請に係る単位作業場所における測定対象物質の種類及び使用量」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、単位作業場所ごとに記入すること。
- 3 「種類」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、当該物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を二種類以上含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合にあっては、「混合有機溶剤」と記入し、( )内に主成分の名称を記入すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 5 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

作業環境測定結果摘要書

測定対象物の名称					(主成分)							
測定実施 年月日	一日目の測定		二日目の測定		第一評 価値	第二評 価値	B測 定値	管理 濃度	管理 区分	作業環境測定士又は作業環境測定機関		
	M <sub>1</sub>	σ <sub>1</sub>	M <sub>1</sub>	σ <sub>1</sub>						氏名又は名称	登録番号	印

備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。

2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、各々に作業環境測定特例許可申請書（様式第1号）に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すること。

3 「測定対象物の名称」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、当該物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を二種類以上含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合にあっては、「混合有機溶剤」と記入し、()内に主成分の名称を記入すること。

4 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M<sub>1</sub>及びM<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何平均値をσ<sub>1</sub>及びσ<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

- 5 「B測定値」の欄は、二以上の測定点においてB測定を行った場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。